主 本件控訴はこれを棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

事

控訴代理人は、原判決を取消す、被控訴人はその発行にからる朝日新聞紙上に別紙記載の謝罪広告を表題は二号活字、本文は三号活字で二回に亘つて掲載せよ、訴訟費用は第一、二審共被控訴人の負担とするとの判決を求め、被控訴代理人は主文同旨の判決を求めた。

而して、当事者双方の事実上の主張は、控訴代理人において、本件記事のような間接取材の場合においては、新聞社は自己の調査機関をして事実の調査をなさしたの真否を確めるべきであるに拘らず、被控訴新聞社が、これをなさず代理人において掲載した点に過失があるといわねばならないと述べ、被控訴代理人において、被控訴新聞社において本件記事について直接事実の真否を調査したいない、一般に新聞社ではこの種の取材について、特に疑われるような情にはいるが、一般に新聞社では佐賀県小城郡のョ町やらのよいのは出ていない、もつともョ町には特別に変つたニュースのあった報告していない、もつともまでは特別に変つたニュースのあった時に最近であるが、もつともあるが、有別通信員は自発的にニュースを報告している、特別通信員を置いていない、もつともあるには特別に変したこともあるが、できまでは、大学の表別通信員に本件記事に関してその調査を依頼したこともあるし、又支局からの依頼に対して報告して貰うこともあるが、を引入の協示事実と同一であるからこれを引用する。

佐賀支局としては右特別通信員に本件記事に関してその調査を依頼したこともないと述べた外、原判決の摘示事実と同一であるからこれを引用する。
証拠として控訴代理人は、甲第一乃至第六号証を提出し、原審証人A、B、C、D、E、当審証人F、Gの各証言を援用し、乙各号証の成立を認め被控訴代理人は、乙第一、第二、第三号証を提出し、原審証人F、G、Hの各証言を援用し甲各号証の成立を認めた。

∄ 由

当裁判所は、原判決の示すところと同一の理由によつて、控訴人の本訴請求を理由のないものと認めるので、右理由の記載を引用する。

なお、本件記事について、被控訴新聞社が控訴人に対し名誉毀損の責任のないことについて、当裁判所の見解を左に補足する、すなわち、 〈要旨〉民事上の不法行為としての名誉毀損についても、刑法第二百三十条ノニの

〈要旨〉民事上の不法行為としての名誉毀損についても、刑法第二百三十条ノニの規定に則つて真実なることの証明〈/要旨〉があつたときは、特に人を害する目的で名誉を毀損するような事実を公表した場合の外は、不法行為上の責任はないものと解するがあり、そして又真実性の証明がない場合においても、その事実を真ものを必要するのを相当とする。ところで被控訴新聞社かその発行にからる新聞紙上に「解するのを相当とする。ところで被控訴新聞社からの発行にから、大人とは関連を発した「小城郡から佐賀県議会議員」の標題で掲載した「小城郡から佐賀県議会議員」の標題で掲載した「小城郡から佐賀県議会議員」の標題で搭載した「小城郡から佐賀県議会議員」の標題ではて佐賀地裁から佐賀地裁からと連続したで落選した「氏は公職選挙法違反容疑で佐賀地裁からと連続と記述を発いて、大人とともにいずれたが表に関するものであると認めらるのいところ、右の記事は、前認定のように控訴人に関する部分は事実に相違するものである。

敍上の理由により被控訴新聞社に本件記事について名誉毀損の責任ありとする控訴人の本訴請求は失当として棄却すべくこれと同旨に出でた原判決は相当で本件控訴はその理由がないから民事訴訟法第三百八十四条第九十五条第八十九条に則つて主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 野田三夫 裁判官 川井立夫 裁判官 鈴木進)